

令和5年 クオリティライフ 夏号 いちかわ

6月発行

市川市消費生活センター
TEL:047-320-0668

今回は...

- ★ 電話de詐欺の被害者が大幅増加中
- ★ インターネットで探した業者から、表示された金額と大きく異なる料金を請求された
- ★ クーリング・オフ制度って？
若者の消費者トラブルが多発
- ★ 『出前消費者講座』のご案内

弁護士による無料の多重債務相談を行っています。(要予約)
☆ 消費生活センター
047(320)0666

電話de詐欺の被害者が大幅増加中

県内の年間被害金額が約26億円から約34億円へ

千葉県内の「電話de詐欺」の件数は減少傾向にありましたが、令和4年は前年より大幅に増加しました。被害者は引き続き高齢者の方が多いことから改めてご自身で注意するとともに地域の方も見守りを行い、被害にあわないよう努めましょう。

見知らぬ人からお金の電話があったら「疑う」とともにまわりの人や警察・消費生活センターなどへ相談する、また留守番電話や警告、録音などの機能を電話機に取付けることも有効な対策になります。

「電話de詐欺」の被害件数（千葉県内）

	令和4年	令和3年	増加件数
件数	1,457件	1,103件	32%増
被害金額	約34億円	約26億円	30%増

千葉県警察資料より



(参考：消費者庁イラスト集より)

インターネット広告での業者選択に注意

表示された💰料金と違う!!

インターネットの出現により私たちの生活は格段に便利になりましたが、普及に伴い様々なトラブルが起きています。業者の選定や業者が訪問した時には十分な注意が必要です。

次の事例は消費生活センターや国民生活センター等に寄せられた相談です。

事例1 トイレの詰まり

トイレが詰まったので、インターネットで検索し「修理〇百円～」と記載のある業者に依頼した。最初ポンプのようなもので作業したが改善せず、ドリルのようなもので詰まった異物を粉碎することになった。「通常50万円だが半額にする」と言われた承し、詰まりは解消した。手持ちの現金がなく翌日支払うと伝えたがダメだと言われ、ATMで引き出して支払った。気になって、後日他の業者に聞いたら、ありえないほど高額だと言われた。(60歳代)



(参考：消費者庁イラスト集より)

事例2 ゴキブリ退治



(参考：消費者庁イラスト集より)

一人暮らしのアパートで深夜にゴキブリが出た。パニックになり、スマホの広告に「ゴキブリ退治〇百円～」とあった事業者に連絡した。「最短約1時間で到着」と書かれていたのに、事業者が来たのは3時間後だった。家に入りゴキブリを1匹退治してくれたが、その後、基本料金、燻煙剤、産卵抑制剤など合計約8万円の請求を受けた。高額な契約を後悔している。(学生)

『トラブル防止のポイント』

広告に表示された料金で作業できるとは限りません。広告の料金をうのみにせず、依頼する際は、事前にその料金での作業内容や追加料金が発生しないかなどを確認し、想定していないほど高額な料金の作業を提案された場合は、作業を断るようにしましょう。

また、請求額や作業内容に納得できないときは、後日納得した金額で支払う意思があることを示しつつ、その場での支払いはきっぱり断りましょう。

広告表示額と請求額が大きく異なる場合など、クーリング・オフできる可能性もありますので、困ったときは消費生活センター等にご相談ください。

クーリング・オフ制度って

クーリング・オフ



(参考：消費者庁イラスト集)

クーリング・オフは、消費者がいったん契約の申し込みや契約をした場合でも、無条件で申込みの撤回や契約の解除ができる制度です。不意打ち的な勧誘である訪問販売や電話勧誘販売などで契約した場合に、頭を冷やして再考できる時間が設けられています。

クーリング・オフができる取引や期間は法律で定められていますので、適用できるか不明な場合は消費生活センターまで問合せください。また、手続きはメールやハガキなどでできます。

なお、インターネット通販など通信販売や店頭販売などは該当しません。

クーリング・オフができる一例

取引名称	取引形態	クーリング・オフ期間
訪問販売	キャッチセールス、アポイントメントセール等を含む	8日間
電話勧誘販売	事業者から電話で勧誘を受けた取引	8日間
訪問購入	店頭以外の場所で物を買取る契約	8日間

若者の消費者トラブル

18歳で大人に

2022年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。未成年者が親権者等の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者取消権によってその契約を取消することができますが、成年になって結んだ契約は未成年者取消権の行使ができなくなります。

相談の傾向

全国の消費生活センター等に寄せられる相談をみると、20歳代の相談件数は未成年者と比べて多く、その契約金額も高額です。

また、未成年者にはあまりみられなかった「エステティックサービス」「医療サービス」などの美容に関する相談や「内職・副業その他」（オンラインカジノ、副業サイトなど）、「ファンド型投資商品」（暗号資産（仮想通貨）への投資など）等の儲け話に関するトラブルが多く寄せられています。



アドバイス

(参考：消費者庁イラスト集)

その場では契約せずに契約書の内容をしっかりと読むことも大人になるために必要です。また、もうかる話はありません。知人でも安易に信じないようにはっきりと断ることも重要です。

『出前消費者講座』のご案内

消費生活センターでは様々な消費者問題に関する被害を未然に防止するため、市内の自治会・高齢者クラブ・学校の授業やPTA等の皆様に「出前消費者講座」を行っています。

定期購入
トラブル

架空請求
詐欺メール

住宅リフォームの訪問販売
屋根、シロアリ・・・

被害にあわないために『出前消費者講座』でその手口や対処方法を学びませんか！！

(講座テーマの例)

- ・悪質商法、詐欺などの被害にあわないための日頃の心得と対処方法
- ・年齢階層（若者・高齢者など）別の消費者被害防止について

問い合わせ・申し込みは、市川市消費生活センターへ ☎047-320-0668

- * 開催予定日の2か月前から、当センターと調整願います。
- * 開催日時は、平日の午前10時～午後4時
- * 時間は1時間程度で、ご要望に合わせたメニューをご用意します。(DVD上映も可能です)
- * 10名程度から、ご希望の会場に伺います。
- * 講師への謝礼・教材費等はすべて無料です。
- * お申し込みの際は、右記事項をお知らせください。
お気軽にご相談ください。

- * 団体名・担当者名・連絡先
- * 希望日時
- * 開催場所
- * 希望する講座のテーマ及び内容
- * 受講者の人数・年齢層

◎ 申込書は市公式Webサイトからダウンロード可！



消費生活相談窓口

◇ 市川市消費生活センター

市川市市川南1-1-1 ザ・クラブ・イースト 213号

相談日時 月曜日～金曜日（対面及び電話相談）

第2・第4土曜日（祝日除き電話相談のみ受付）

午前10時～午後4時

相談電話 **047-320-0666**

※ 消費生活センターの休所日

土曜日（第2・第4土曜日を除く）

日曜日・祝日・年末年始

◇ 上記相談日時以外の相談（年末年始を除く）

消費者ホットライン 電話: **188(局番なし)**を

ご利用ください。相談時間 午前10時～午後4時